

平成20年七戸町議会第1回臨時会 会議録

平成20年1月21日七戸町告示第2号で、平成20年七戸町議会第1回臨時会を1月25日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

平成20年1月25日 午前10時15分 開会

平成20年1月25日 午前11時35分 閉会

○応招議員（18名）

議長	18番	田中正樹君	副議長	17番	工藤耕一君
	1番	附田俊仁君		2番	佐々木寿夫君
	3番	瀬川左一君		4番	盛田恵津子君
	5番	田嶋弘一君		6番	田嶋輝雄君
	7番	鳥谷部康隆君		8番	三上正二君
	9番	天間清太郎君		10番	原子孝君
	11番	川村三十三君		12番	松本祐一君
	13番	二ツ森圭吉君		14番	田島政義君
	15番	中村正彦君		16番	白石洋君

○不応招議員（0名）

○町長提出案件

議案第1号 平成19年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算(第6号)
議案第2号 七戸町出産祝金条例の制定について
議案第3号 七戸町長寿祝金条例の一部を改正する条例について
議案第4号 七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について
議案第5号 七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について
議案第6号 七戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

○その他

会議録署名議員指名の件

会期決定の件

平成20年七戸町議会第1回臨時会 会議録（第1号）

平成20年1月25日（金） 午前10時15分 開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 提出議案一括上程
議案第1号平成19年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算(第6号)から議案第6号七戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を一括上程。
(町長提出議案総括説明)
- 日程第 5 議案第2号 七戸町出産祝金条例の制定について
- 日程第 6 議案第3号 七戸町長寿祝金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第4号 七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第5号 七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第6号 七戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第1号 平成19年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第11 請願第4号 後期高齢者医療制度の撤回を求める請願書について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 提出議案一括上程
議案第1号平成19年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算(第6号)から議案第6号七戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を一括上程。
(町長提出議案総括説明)
- 日程第 5 議案第2号 七戸町出産祝金条例の制定について
- 日程第 6 議案第3号 七戸町長寿祝金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第4号 七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について

- 日程第 8 議案第 5 号 七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 9 議案第 6 号 七戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 1 号 平成 19 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 11 請願第 4 号 後期高齢者医療制度の撤回を求める請願書について
-

○出席議員(17名)

議 長	18 番	田 中 正 樹 君	副議長	17 番	工 藤 耕 一 君
	1 番	附 田 俊 仁 君		2 番	佐々木 寿 夫 君
	3 番	瀬 川 左 一 君		4 番	盛 田 恵 津 子 君
	5 番	田 嶋 弘 一 君		6 番	田 嶋 輝 雄 君
	8 番	三 上 正 二 君		9 番	天 間 清 太 郎 君
	10 番	原 子 孝 君		11 番	川 村 三 十 三 君
	12 番	松 本 祐 一 君		13 番	二ツ森 圭 吉 君
	14 番	田 島 政 義 君		15 番	中 村 正 彦 君
	16 番	白 石 洋 君			

○欠席議員(1名)

7 番 鳥谷部 康 隆 君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	福 士 孝 衛 君	副 町 長	小 又 勉 君
総 務 課 長	藤 賀 慶 二 君	支 所 長	駒 嶺 純 一 君
企画財政課長	坪 寿 美 君	税 務 課 長	天 間 勤 君
町 民 課 長	岡 村 茂 雄 君	社会生活課長	附 田 繁 志 君
健康福祉課長	大 平 均 君	会 計 課 長	小 林 章 廣 君
農 林 課 長	森 田 耕 一 君	新幹線建設対策課推進監	太 田 茂 君
新幹線建設対策課長	八 嶋 亮 君	建 設 課 長	天 間 一 二 君
商工観光課長	塚 尾 義 春 君	上下水道課長	神 山 俊 男 君
城南児童館長	成 田 武 泰 君	道ノ上保育所長	向 中 野 良 一 君
教育委員長	中 村 公 一 君	教 育 長	新 谷 勝 弘 君
学 務 課 長	仁 和 民 夫 君	生涯学習課長	楠 章 君
スポーツ振興課長補佐	桜 田 明 君	中央公民館長	二ツ森 政 人 君

南公民館長 千葉岩男君

農業委員会会長 鳥谷部長作君

選挙管理委員長 松下喜一君

農業委員会事務局長 中野均君

選挙管理委員会事務局長 岡村茂雄君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 小林広一君

事務局次長 中野昭弘君

○会議録署名議員

12番 松本祐一君

13番 二ツ森圭吉君

○会議を傍聴した者（6名）

○会議の経過

開会 午前10時15分

○開会宣告

○議長（田中正樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、16名で定足数に達しております。

したがって、平成20年第1回七戸町議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから、平成20年第1回七戸町議会臨時会を開会いたします。

○開議宣告

○議長（田中正樹君） これより、本日の会議を開きます。

○日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長（田中正樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則120条の規定により、12番松本祐一君と13番二ツ森圭吉君を指名いたします。

○日程第2 会期決定の件

○議長（田中正樹君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長において作成しました議事日程及び説明員は、お手元に配布したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告

○議長（田中正樹君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告につきましては、皆様に配布しておりますのでご了承願います。

○日程第4 提出議案一括上程

○議長（田中正樹君） 日程第4 議案第1号平成19年度青森県上北郡七戸町一般会計

補正予算(第6号)から議案第6号七戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を一括して上程いたします。

町長から、提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長(福士孝衛君) おはようございます。

本日ここに、平成20年第1回七戸町議会臨時会を開会していただき、誠にありがとうございます。

心からお礼を申し上げます。

上程いたしました議案をご説明する前に、去る12月3日から入院のため休職しておりました副町長が、1月15日より職務に復帰いたしましたことをご報告いたします。

副町長が不在の間、議員の皆様には何かとご不便をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、何かとご配慮くださいましたことに、心から感謝を申し上げるものであります。

さて、今冬は昨年に引き続き今のところ積雪量は少なく、除雪の出動回数は24日現在で5回となっており、昨年同期と比較しますと1回の増加にとどまっております。しかし、燃料価格が急激に高騰し、想定外の経費の増加により町財政への影響が懸念される所存であります。

また、この価格の高騰が町民生活に多大な影響を及ぼしておりますので、町では高齢者や重度障害者、ひとり親の各低所得者世帯に対し、冬期間の暖房に必要な灯油購入費の一部を助成することとし、690万円の補正予算を計上いたしております。

厳しい財政事情ではありますが、議員の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

それでは、今臨時議会に上程いたしました議案について、その概要をご説明を申し上げます。

今回上程いたしました議案は、6件でございます。

議案第1号は、平成19年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算(第6号)であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,400万円とするものであります。歳入は地方交付税に840万円、県支出金60万円をそれぞれ追加するものであります。歳出の主なるものは、民生費の社会福祉費に693万2,000円、土木費の住宅管理費に100万円を追加するものであります。

議案第2号は、七戸町出産祝金条例の制定についてであります。町の少子化対策の一環として、次代を担う児童を確保し、もって町の活性化に資することを目的に制定するため提案するものであります。

議案第3号は、七戸町長寿祝金条例の一部を改正する条例についてであります。七戸町長寿祝金の支給制度の見直しを図るため提案するものであります。

議案第4号は、七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。少子化対策並びに子育て支援の一環として、医療費の助成対象を拡大し受給者の経済的負担の軽減を図るため提案するものであります。

議案第5号は、七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。少子化対策並びに子育て支援の一環として、町から直接自己負担分を支払うことにより、受給者の経済的負担の軽減を図るため提案するものであります。

議案第6号は、七戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてであります。奨学金事業の中で、奨学金の貸付のほかに金融機関からの教育資金の借入れに対する利子補給も対象とし、基金の効果的な運用を図るため提案するものであります。

以上が、本臨時議会に上程いたしました議案でございますが、細部につきましては副町長並びに関係課長から説明をいたさせますので、慎重ご審議のうえご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中正樹君） これをもって、提出議案の説明を終わります。

これより、議案審議に入ります。

○日程第5 議案第2号

○議長（田中正樹君） 日程第5 議案第2号七戸町出産祝金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

4番。

○4番（盛田恵津子君） この度の七戸町出産祝金条例ができましたことは、誠に喜ばしく思います。今まで何度か、少子化対策として出産祝金なり案を出して支給できないかというふうに言っていましたけれども、この度ようやく重い腰を上げて、少子化に取り組んでくださることに感謝したいと思います。たくさんの子どもを持っているお母さん方からお聞きしましたけれども、こういうことができるかもしれないというお話しをしましたら、喜んでおりました。どちらかといいますと今まで、高齢者に対してはいろんな手当をしてまいりましたけれども、少子化対策についてはなかなか目立つような支援が見えてなかったのですが、この度実現できるということでいろんな声が聞かれております。第1子はともかくとして、第2子5万円、第3子10万円というのも非常に妥当だと思います。そこで2番の、前項の祝金は現物給付によって行うことができるとありますが、この現物給付によって行うことができることの説明をお願いします。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大平 均君） お答えいたします。

現金のほかに現物給付も考えたいということで、条例上は広く考えてございます。すぐ

現金でなく、別な方法でということは直接今は考えてございませんけれども、両方できるような道を広げておきたいということで提案してございます。

○議長（田中正樹君） 4番。

○4番（盛田恵津子君） 前の一般質問の時に私は、紙おむつをお祝いとしてあげたらどうかというふうに言いましたけれども、これはもう一つの狙いがありまして、町内の商店に限定して、商品券なりまた町中から必ず購入すること。もしこれが現金で支給するとなれば、私もそうですけれども、たぶん皆さんそうだと思いますけれども、たいがいの方は安いお店、量販店なり郊外のお店に行くと思います。これは町がお祝いするのでありますので、是非とも町の中で買える、購入できるというふうに限定して頂きたいと思いますが、町の中で通用する商品券なりでできないものかどうかお聞きしたい。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大平 均君） まず1点目のおむつ等については、私の方の行事の中でお母さん方からいろいろ聞いたら、おむつにしてもミルクにしても、会社等とかいろいろと使うメーカーとかいろいろありまして、あまり適当でないというふうな意見もありました。商品券等についてですけれども、これも両方ありまして、別な部分にも使いたいという部分と、町内に絞った場合、天間地区、七戸地区というわけではないのですが、結構絞られて自分の思ったようなところでも買えないというふうなお話もありましたので、とりあえず現金でやったらどうかということで考えてございます。

○議長（田中正樹君） 4番。

○4番（盛田恵津子君） とりあえず現金でということをお伺いしましたけれども、それでは私はせつかく町の税金を投入して祝金をあげるのですから、何が何でも町内に落とすような工夫をして頂きたいと思います。これは要望です。

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） 大変いい条例を作って頂いて、若いお母さんやお父さん方は非常に安心し、喜んでいるようです。私もこういう条例ができるよだという話をしましたら、若いお母さん方がそう言っていました。そこでお尋ねをしたいのですが、これは先の文教厚生常任委員会でも、型どおりの説明をいただいたということに終わっておりますので、あえて2、3お伺いしたいと思います。5条の中で、町税及び国民健康保険税の滞納があるときには、出産祝金の支給を受けることができないというふうに載っているわけです。確かに町民ですから、当然、条例に基づくあるいは義務を負わなければならないものについて、それが欠けているときには支給の対象にならないというようなことについては、充分分かるのですが、こうした少子化社会を迎えているときに、出産祝金と税金を納めていないものについては資格がありませんというのが、何かバランスがとれないような気がして、いい条例を作って頂いたなと思いつつも、半分ではそんな気持ちも抱いているわけですから、ですからこういうことについても、私なら2子に5万円、3子以降は10万円とあるわけですから、あげるのはいくらでも上げてそれを足しにした形で納税して頂くような方向とい

うのは考えてもいいのではないかなとそう思っているのです。やっぱり赤ちゃんが生まれたときに、大きくなってから、あなたのお母さんはお金を納められなくて、祝金をもらえなかったというのも、何となく情けないような気もするところもあるものですから、非常にうがったような質問の仕方です恐縮なのですが、その辺のあたりは何か良い知恵を働かせるという方法はできないものなのでしょうかとお尋ねしたいのですが、町長どうですか。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） お答えを申し上げます。

白石議員のご質問ですけれども、それなりに丁重に貴重なご意見だと思っております。しかし、そういうふうなことによって、納税の義務意識といいますか、そういうものも向上するという思いもあります。そういうこと等を総合的に判断して、実際、条例にはこういうふうに書いていますけれども、特例というものもあるわけですから、それらについて検討してみたい。本当に何としても税金を、どんなことがあっても納められないというような方もおられると思いますので、そういうものに対してどうすればいいのかということは慎重に判断していきたいと思えます。

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） 非常に分かりやすいようで分かりにくい答弁だったと思って聞いているわけですが、結論的におやりになるつもりがあるのかなのかということと、もう一つは次の3号議案になるのですが、同じ祝金の中で一つには日本の国籍を有しないものは駄目ですとか、あるいはまた当町以外の市町村からの祝金を受けたものが、七戸に来て頂くとかということ等もあると思うのですが、この条例を見ていると、なかなかその辺のあたりがものによっては違うところがあるような気がする。100歳の祝金の方には、税金が云々とかいうのが一つもないし、特に国籍なんていうのは今の若いお母さん方であれば、日本国籍をもっていない外国の方々とは結婚する機会が多いから、そういう方もいるかも知れませんが、100歳にもなるような方々の方には、日本国籍を有しないもの等があるものですから、条例を作っていくうえにおいて、バランスがとれない。作る人によって条例が変わっていくというようにも見受けられる。非常に良いことは、第3にあるように、その他町長が祝金の支給を適当でないと認めたときには云々というようなことについても、町長はきわどいような、良いような悪いような感じで説明したのですが、私なら祝金は祝金として差し上げて、大変恐縮ですがその祝金については、あなたの方で滞っているものについては、これを足して払ってこないかとかというふうな方法を是非私にとって頂ければと思うのですが、町長さんくどうですが再度この問題について伺いをしたいし、全段で申し上げた件については担当課長の説明を求めたいと思えます。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大平 均君） 先ほどの滞納の件ですけれども、これについては妊娠届で全部うちの方に来ますので、七戸町の少子化対策の関係で一連を説明いたします。です

から、その場合でも支払が必要だと、そうでないと貰えませんという説明もしますので、そこでいろいろそれを向けてお支払いする人もあるかと思えますけれども、そういう準備ができるものと思っております。それから、対象者の滞納の関係ですけれども、先ほど言いましたように長寿祝金については、滞納の関係はございません。一方、チャイルドシート等の助成事業等については滞納の関係がありまして、滞納があれば駄目ですということになってございますので、いろいろあるわけですけれども先ほど言いましたように、義務を果たしてもらいたいということもありますし、そういう意識を持ってもらいたいということもありますので、今回はこういうことで理解を得たいということで提案した次第でございます。国籍についても、長寿祝金の方には制限してございますけれども、こちらについては制限してございません。長寿祝金の方については、今改正するということを予定してございませんでしたので、前のままで提案したということでございます。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） 代わってお答えいたします。

町のいろいろな祝金、あるいはまた補助金だとか助成金だとか、そういった類の原則は町税の滞納がないこと。これが原則になると思います。この条項はしっかりと付けておかなければならないと思います。あとは例えばこういう国保税であるとか町税であるとか徴収の担当があります。そういった徴収の時点での担当者の技術になると思います。こういったことを前提にしたですね。徴収方法。いろいろ工夫しながら徴収しているみたいですから。おそらくそういったものは、徴収するものの徴収方法と。その辺で上手な運用というのは可能であると思っております。条例上はこういった条項はしっかりと付けておかなければならない。これが基本になると思います。

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） 確かに副町長言われたとおりだと思います。当然、義務を果たしてもらわないと、いろんな影響が出るというようなことは良く分かりますので、その辺のあたりは5条の3項をもう少し良い具合に解釈して頂きながら、お互いが、町もお母さん方やお父さん方が良いような状況が生まれるように、一つご配慮して頂ければと思いますし、特に担当課長にお願いしておきたいのですが、これは生まれてから1年以内に申告しなければ云々というような話になって、当然、妊婦の時に今度は7回ぐらいですか、会えるような形になるわけですから、それにしても何年か前にお年寄りの方々に券を発行して云々というようなこともありましたけれども、その時でも何人か何十人かは分かりませんが、その時にその資格を失ってしまった、使わなかったとその券を。ということもあるものですから、忘れていないということはないでしょうけれども、そういうことのないように確認の意味での指導をして頂きたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） お伺いたします。

七戸町出産祝金条例を制定した場合に、来年度大体どの程度の予算が必要なのか。それからすみませんが、3号、4号、5号についても以上のことをお伺いしたいのですが、まだ3、4、5に入っていないから何とも言いようがないのですが、どの程度のお金がかかるか知りたいのですが。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大平 均君） お答えいたします。

現在七戸町では、約120名ほどの出産がございます。調査いたしましたところ、大体50名余りが2子以降ということでございましたので、私の方では予算上は60人ぐらいで5万円、2子だということで。あとは5人ぐらいが3子いこうということで、350万円ぐらいの予算ということであげたいということで考えてございます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号七戸町出産祝金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第3号

○議長（田中正樹君） 日程第6 議案第3号七戸町長寿祝金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） 祝金条例の一部を改正した場合に、どの程度の金額が削減されるのかお伺いたします。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大平 均君） お答えいたします。

77歳は19年度で約250名おられました。ですから250万円前後ということで予定してございます。

○議長（田中正樹君） ほかにございませんか。

11番。

○11番（川村三十三君） なぜ77歳を切ったのか。今、予算を聞くと250万円ほどの削減になると言っているのですが、77歳といいますと、後期医療制度に入ります。この人たちは、おそらく期待していると思います。なぜ切ったのかその理由をお知らせください。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） お答えいたします。

すべての少子化あるいはまた高齢化に係わるいろいろな対策等々、状況次第で見直ししながら、ローリングしながら進めていかなければならないと思います。したがって、今回の77歳の件ですけれども、第1は今で言う平均寿命、それ以下であるということで、今では当たり前の時代になっておりまして、ここに至るまで町としても、様々な保健衛生の事業というのやった成果もでていると思います。したがって、今の77歳については現在の長寿社会においては、見直しの対象にしても良いだろうと。当然、少子化のこともありますし、いかに有効な財源の配分をするのか。こういった発想のもとに、今回非常に期待している人も確かにあると思いますが、残念ですけれどもこの分については、さらに効果のある町の将来につながるような方に財源を向けていこうと、こういう考え方で切りました。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 敬老の日との関係もあろうかと思うのですが、こうなりますと敬老の日の持ち方の対象者にも今度の変更がでてまいりますね。今、副町長が申し上げているのは、平均年齢よりも下の方に長寿祝金を出すというのは如何かということで是正したということですが、今度敬老の日の持ち方については、町全体での統一見解というものを自ずと必要になってくると思うのですが、今、担当課の方で考えている敬老の日の対象年齢等については、どのようにお考えなのかお知らせください。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大平 均君） お答えいたします。

現在、七戸地区と天間林地区の敬老会のやり方が違ってございまして、七戸地区では70歳到達者を集めて1カ所でやってございます。天間林地区では11分館に分かれて、75歳以上の方を対象にやってございます。いろいろやってきて意見等を聞いたところ、来年も是非そういうふうにはできないかという意見もありまして、一回に見直しするのはどうかということで、今年も同じように1、2年を見据えてやったらどうかということで、担当課としては考えてございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 両自治体にはそれぞれの歴史性があるわけですから、1年2年ですべてを解消するというわけにはいかないでしょうけれども、旧七戸町においては一堂に会して、旧天間林では11分館に分けてやったというような方向性。自ずと予算も違って来るでありましょうから、これは3月議会にも諮られるでありましょうけれども、今77歳の長寿祝いを切ったということに対しては、それなりの整合性を持った、これに係わる敬老の日等々の持ち方についても考えていく必要があるかと思う。そのことを強く要望しておきます。

次に、この条文の中で私気になることは、その他町長が支給を適当でないと思ったとき。町長の腹の中、胸の中、心の中で決められることなのか。例えばこれについて、長寿の方もそうですが、先ほどの出産祝いについても、どんな人にはくれないと想定文書にあるでしょ。こういうものにはやらないと。条文以外にですよ。とりわけ町長のと、こう設けているわけですから、どのようなことが考えられるのか想定文書がありましたら出して頂きたい。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大平 均君） お答えいたします。

文書はございませんけれども、この内容、例えば住所はここにおいて東京の方に行って、場所もどこも見つからないとか、どうしても連絡つかないとか、受領者がいたとしても兄弟喧嘩して、誰が受けるか受けないかとかいろいろ問題があることもございます。そういう場合は適当でないと。誰かにあげたとしてもトラブルになるということになって、問題が生ずるということもございますので、どうしても適当でないというケースについては、そういうことで運用してございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 担当課長、大変つらい答弁ですね。誰がそれを判断するの。前の七戸の議会で、100万円やったら家庭騒動が起きた。そういう事実がないということが分かったのだけれども。聞いてみないうちは分からないでしょ。ここの家へくれて、兄弟喧嘩が始まるか始まらないか、治まるかもわからない。町長ひとりで分かるわけがないと思う。私はそういう条文だったら最も危険だと思う。仲直りするかもしれない。30万円あげることによって仲直りするかもしれない。そしてまた扶養者を誰にするかということも決まるかもしれない。あなた方が町長のところへそれを持っていくわけだ。文書で。町長がそれを見て判断するわけですよ。とすれば私はこの条項はいらないと思う。町長が判断するのではない。担当課が判断する。こういうのがあるとかえってこれに縛られて大変なのです。町内中喧嘩になる。あそこにくれて、うちにはくれない。町長が駄目だとうなる。私は削った方が良くと思う。あればじゃまだということですよ。いかがですか。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大平 均君） お答えいたします。

ちょっと私の答弁がまずかったようで、例えば申請をしてもらいます。ここの口座へと

ということで申請してもらいますけれども、どうしても申請しない方がございます。そういう場合、私の方で電話とかいろいろな方法で聞いて、どうしても受けられないというケースがございます。そういう場合のことを想定して言っているのをごさいますて、先ほどの答弁はちょっとまずかったと思います。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第3号七戸町長寿祝金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第4号

○議長（田中正樹君） 日程第7 議案第4号七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） この乳幼児医療費の補助の拡充については、6月議会から求めておりましたが、今の提案によりますと、0歳児から6歳児まで入院、通院とも町で給付するというふうに拡充の方向がはっきり出されております。また、現物給付を実施することになると、子どもを持っているお父さんやお母さん方は、保険証とカードでもって窓口払いなしで受けることができるため、若い多くの町民は大変喜んでおります。出産祝金の問題や乳幼児の医療費給付条例、そしてひとり親家庭さらに福祉灯油などの、この厳しい財政の中で、このような町民の生活を守るための様々な予算措置をとっている町に、大変私は敬意を表したいと思います。特に乳幼児の医療費の現物給付は、市町村段階では七戸町が県内では一番目か二番目にはじめるという制度です。町村段階では、ほとんどの町村はやっておりません。窓口払いなしで医療を受ける、これがどれだけ保護者を安心させるか、本当に大切なことでした。そして、私は今七戸町の長期総合計画を見ているので

すが、基本計画の中に心豊かに安心して暮らせる町づくり、要するに住むなら七戸と言え
るような町を作るために、このような様々な取り組みがなされているということであれば、
私に言わせれば徹底してこの方向で、本来であれば長寿祝金も廃止しないで、お年寄りも
安心して暮らせる町にすべきだと、こういうふうには第3号が終わってから喋っているの
ですが、町民の生活をしっかり守りきる立場に立つ、これを大切な柱にしなければならない。
このことを強く要望して、このような政策を実施する町に対して、敬意を表したいと思
います。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第4号七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例につ
いては、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第5号

○議長（田中正樹君） 日程第8 議案第5号七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一
部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第6号

○議長（田中正樹君） 日程第9 議案第6号七戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

11番。

○11番（川村三十三君） 現在、奨学基金は潤沢ですか、どうです。

○議長（田中正樹君） 学務課長。

○学務課長（仁和民夫君） 11番議員にお答えいたします。

現在、奨学基金につきましては、19年度末残高で780万円程度でございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 奨学資金は順当に返還されていますか。

○議長（田中正樹君） 学務課長。

○学務課長（仁和民夫君） お答えいたします。

順当に返還を受けております。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） そこで今回の場合は、利子補給の分です。返ってきていると回るでしょうけれども、利子補給の場合に保証人等もいるわけですが、利子補給をしなければならぬくらい基金が、私は枯渇していると思って聞いているのですが、大丈夫ですか。あと何年ぐらいもてるのですか。基金は。

○議長（田中正樹君） 学務課長。

○学務課長（仁和民夫君） お答えいたします。

12月定例議会におきましても、教育長、答弁の方でお答えしておりますが、17、18、19年度におきまして、一般会計の方からの繰入れをいただきまして、貸し付けしている状況でございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） そういたしますと純粋な教育基金というものは、枯渇している現状ですね。一般会計から繰り入れるわけでありまして、さらに利子補給となると、町予算に係わってこれは今後尾を引くものになりませんか。町長どうです。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） 今回これをやった考え方をご説明申し上げます。実は基金で回

しておりましたけれども、正直言ってこれだけでは絶対回らない。一般会計から1,500万円ぐらい繰入れして、それで貸付をおこなっておりますが、これずっと実は想定して計算をしたのですけれども、償還もどんどんありますし、ほとんどこれの焦げ付きといいますか、そういったものはこれについてはあまりないということです。けれども借入者が多いものですから、今の時点ではどうしても制限を付けざるを得ない。制限なく一般会計から入れられるわけでもありません。しからばこれも子育ての一環として、一番金がかかるのは学費と。学校に対する経費ということになります。何とかいい方法がないかということで、民間資金を使う手。今非常に苦しいものですから。それからもう一つが、償還がどんどん増えてきますとそれで回っていくことになります。今まだそこまでいっていない。そこで、10年も20年もということではありません。非常に町の財政も厳しいものですから、この苦しい一時期を民間資金を一部活用した方法と。希望する者に対しては、ある程度その希望に添うような総額であれ、あるいはまた月々の額であれ貸付をしたいということで、今回特別民間資金を活用したこれを考えて、条例化してやるということになりました。今考えているのは5年ぐらいを目途と。そうなってくると償還とこれからの借入れ希望とが大体かみ合っていくのではないかというふうに思っています。特に、利子補給については出しっぱなしということになりますので、いつまでも無碍にやるわけにはいきません。ですから非常に苦しい町財政が大体山を越えたそのぐらいに一時期と。これを希望者に対して貸し付けできるような体制ということで、今回の設定をしたわけでありまして、5年ぐらいを目途においた形でやっていきたいと考えております。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 民間から借りるということになると、利子も相当高いわけですね。けれども町がその分だけを補てんしてやるということについては理解をいたしますが、これが時限立法だとすると私は4月から始まって何時までというようなことの限定をして、そしてまた返還をする現在借りている人たちについても、そういう義務付けを理解させる必要があるかと思う。ただ、今日的な情勢で見ますと、アメリカのああいのような経済的な落ち込み、そして日本の株式の下落、こういうようなことを考えた場合に、これから大学を出てきた子どもたちが、本当に就職できるかどうかということについては、極めて私は暗い展望を持っているわけです。ですから副町長が言うように、5年でもって時限立法とすることが本当にできるかどうかということについては、私も自信がありません。ですから、時限立法にするのならするで、私は明記すべきだと思う。そしてそのことによって、奨学基金の運転を、回転をスムーズにさせるように、奨学生に強く理解させる必要があるかと思うので、それは担当課の方に強く要望しておきます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

16番。

○16番（白石 洋君） これを見てもみますと、非常に分かりづらいです。実に分かりづらい。というのは、奨学金の貸付基金条例の一部をとということになっているのですが、中

身を見ると利子補給をしてやると、こういうことなものですから、この条例を読んでいくと、例えば9条の中で貸付の期間なんていうのは、奨学金の貸付期間は、第5条に規定する学校の正規の修学期間が終了するまでとするとあるのですが、14条の2項の中でもまた出てくるのです。ひとつには奨学基金のことを言っているし、ひとつには教育資金のことも言っているわけです。作った人は分かっているかも分からないけれども、一般的に条例として見るときには非常に見づらい。だから今副町長が答弁されたように、何時までも利息を払っているわけにはいかない。好転するようになったら打ち切っていくということですから、私なら教育基金の貸付の利息の補てんに対する条例に、むしろきちんとさせた方が私はわかり良いのではないかなとこう思っている。もう一つには、今川村議員が言われましたように、七戸町の指定金融機関というのほどどこどこ言うのか分かりませんが、仮に青銀、みちのく、十和田信用、局あたり、農協あたり、県信用あたり、こういうところでは教育基金というのは扱っていると思うので、できるだけ多くの方々に参加をして頂いて、町で払う利息をもっと安くして頂くことが必要だと私は思うのです。それと同時に分かりづらいのは、借入れすることに対する交渉は借りる方がするのか、役場も一枚加わって話をするようになるのか。これを見ると13条の2項、3項は指定金融機関の融資条件によるとか、あるいはまた年の利率が云々で3パーセントを基本とすると。それ以下の場合にはそれなりに考えると。こういうことをうたっているが、それ以上の場合については、借り主が負担をなささいということになるだろうと思うが、その辺のあたりになってくると、非常に条例だけ見ていると分かりづらい。私ならそう思います。むしろ金に係わることだから、もっと分かりやすく条例を作っていくのが本当ではないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（田中正樹君） 学務課長。

○学務課長（仁和民夫君） お答えいたします。

借入れにつきましては、教育委員会の方に奨学資金の審査会がございます。その審査会を経て決定された方につきましては、その方が直接銀行、先ほど言われましたように各金融機関ございますけれども、それなりの取引先の金融機関とご相談して頂く。利率につきましては、確かに現在調査している段階では、3.4というお話を聞いております。当然そのうち3パーセントにつきましては私どもの方で利子補給いたしますが、超えた分については借入れ保護者負担という形で考えております。また当然、金融機関全部は調査しておりませんが、3パーセントを下回る場合等もあろうかとは思いますが、それにつきましては金融機関の方での利息というような考え方を持っております。

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） そういうことになるとすれば、例えば13条見てください。融資額は50万円から200万円までにするところがあるでしょう。次見ると、償還期間が指定金融機関等の融資条件によると。あるいはまた年利率は指定金融機関等の定める利率によると。こういうようなことをうたっているわけです。こんなにくどくやる必要はないわけで

す。町で出せるのは3パーセントしか出せないわけですから。これ見ていくと先ほども申し上げましたけれども、正規の修学期間が終わればとか、あるいはまた修学期間が終了するまで云々とかということ等が、14条でも書かれたり9条でも書かれたりしていると、非常に分かりづらいということを私は言っているわけです。教育委員会で作ったわけだから、作った方々は良く分かっていると思いますからそれはそれで良いかも知れませんが、私らみたいに出されてやっても、どうも分かりづらいところがあるのです。良く時間をかけていけば分かるかもしれませんが、もう少し分かりやすい条例の作り方をしたいと思うのですが、この辺のあたりどうなっているのですか。さっき言ったように、確かに個人が借りるから云々というようなことで、3.4パーセントになるというけれども、ここに力のある人が借りられれば、同じ借りる方2.8とか、あるいは3とか、あるいは3.8なんて、超えたものについては個人が負担するわけですからというようなことで、野放しにしておくのではなくて、利息そのものは役場が払うわけですから、しかも指定金融機関と指定までしてこういうことをするのであれば、私は当然役場も一枚噛んで、ひとつ安くしてくれと。こういうような方向にいくのがこれを読む限りではそういうふうに感じます。野放しにしている役場が高い金利を払うしかないでしょ。教育資金というのはどこの金融機関も今理解があるのです。この辺についてどういうふうに考えていますか。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） 確かに分かりづらいと言うのは、私も見た限りそう思っています。教育資金というのは金融機関は最優先で非常に良い条件が付く。確かにそうですけれども、これもまた貸出債権ですからその保全というのは金融機関は本当にシビアです。金利まで町が入っていきますと、町が債務保証するのかということにもなります。それはできないです。そうすると金融機関は、そこ独自の債権の保全方法、あるいはまた保証協会なるものがあったり、そこそこのやり方があるみたいです。けれども、金融機関によっては、独自の資金、教育ローンであるとかそういったものも持っておりますが、非常に借入れの条件とといいますか、いろいろな提出書類だとか保証人だとか非常に煩わしいと。あまり使う人がないということだそうであります。したがって、できればこれからの具体的な実行にあたっては、金利についても町としてのひとつの意見、各金融機関に申し上げて、希望として、そして強力に言ってやっていきたいと思っております。初めての県内、あるいは全国でこういうのはないそうです。初めてのケース。民間資金を使ったやり方ということで。金融機関何社かと協議をしましたが、どちらも初めてなものですから、いろいろな不備な点というのもありましたし、すべて協議が終わっているわけではありませんが、およそそれでもこういった形で実行は可能と。借入者にとっては、町の独自の資金に準ずるような非常に緩やかな条件とといいますか、あるいはまた有利な金利でこれを利用できるということで、非常に画期的ではあると思っております。今、おっしゃった様々な難しい点があるというのは、充分我々も実行にあたって精査をして、その辺もう少しすっきり簡単に説明できるよ

うなやり方で勉強しながら実行しなければならないと思っています。

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） この基金の貸し出し云々というようなことにつきましては、短大、4年生大学、あるいはまた専門学校等で、先ほど副町長が言ったように、5年ぐらいの目途だろうなというお話しがございましたけれども、最近是非常に景気が良くないものですから、これに限らずせめて高等学校ぐらい出したいと。大学まではとてもやれないということ等もあって、最近高校でも授業料等についてもなかなか払えないような状況というのが、県内いろんな学校が何十校もあるわけですが、その中で段々多くなってきているらしいのです。これからいろいろ考えていかなければならないことなのでしょうけれども、学校名を出すはずいものですから私言わないのですが、そういうことについても是非この機会ですので、高校生も少し一部含めるような感じで、検討して頂ければいいなと思うのですが、その辺のあたりの考え方はいかがですか。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） これは6月議会で町長が、総合的な少子化対策というものをこれから組み立ててやっていくということに基づいて、さっき佐々木議員がおっしゃったとおり、住むなら七戸、我々は育てるなら七戸と、産むなら七戸と、これらを総合的にまとめたひとつのプランというふうに思っています。今回のこの奨学金を検討する段階では、実は高校もという検討もしました。その時点では、高校はいいのではないかというふうなことで、今回この案にしましたけれども、改めてその辺の実態も本当に大変な状態なのかということ調べてみて、その辺も検討に加えてやってみたいというふうに思います。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号七戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（田中正樹君） 日程第10 議案第1号平成19年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

11番。

○11番（川村三十三君） 町当局が灯油購入費助成事業、これ決断したのはいつですか。町長から聞きます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時20分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し会議を開きます。

副町長。

○副町長（小又 勉君） お答えします。

はっきりした日にちの特定云々と言っていますけれども、国でこういったものを打ち出すと、これに即我が町もということで、12月の中旬頃だったというふうに思っています。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 国から交付金が来ないとやらなかったのですか。いかがですか。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） お答えを申し上げます。

今の状況を勘案すると、国から来なくてもこれは実施しなければならなかったらと思うています。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 大変決断が遅かったですね。よその町村は、もっと早く出しています。あなたは回りを見てから言っているのではないのですか。近隣の町村を見て、そちらがやったからうちの方もやらなければいけないという感情になったのではないかと、私は推測しているのですが、失礼な推測かと思えますけれども、来なくても本当にやるのですか。あなたは、900万円余にわたるわけですが、そういたしますと、灯油が高くなった。これは次のガソリン税にも関わりがあるわけですが、そうすると対象者は今どの程度あって、金額ではどれぐらい一人あたり、一人世帯のところも多いかと思うのですが、1世帯に対してどれだけの金額を出そうとしているのか、具体的にお知らせください。

○議長（田中正樹君） 社会生活課長。

○社会生活課長（附田繁志君） お答えいたします。

対象世帯は、1,150世帯となっております。1世帯あたり6,000円と定めております。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 今、灯油1リットルいくらしているか課長分かりますね。6,000円でどれぐらい買える。1世帯あたり。1,150世帯ということでありますから、これには生活保護家庭は入っていませんね。生活保護家庭には別途国からの補助はあるのですか。これはどうなのです。それから6,000円と決めた根拠は何なのですか。

○議長（田中正樹君） 社会生活課長。

○社会生活課長（附田繁志君） お答えいたします。

6,000円の根拠ということでございますけれども、全国灯油の実態調査の青森県の平均消費量ですけれども、1ヶ月あたり231リットルとでしております。これに平成18年度から19年の12月現在で町の契約単価が10円アップしておりますので、231掛ける10円、2,300円になるわけですけれども、その端数を切って2,000円と。その1月から2月、3月の2,000円×3ヶ月、6,000円とこれが根拠でございます。それからもう一つの生保者を対象外にしたというのは、生保につきましては冬期加算が加算されていると。それからまた歳末の加算もあるということから、町では対象外としたものでございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） そこで生活保護者に対する冬期加算は、今でできた231リットルの差額分の2,000円掛ける3ヶ月分というものから見て、生活保護家庭とこの助成金との差額はいくらあるのですか。

○議長（田中正樹君） 社会生活課長。

○社会生活課長（附田繁志君） その差額は算定しておりません。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 生活保護家庭がよくでるのです。働いても普通の生活ができない。しかし、生活保護者は比較的今のところパートタイマーの皆さんよりは頂いている金が多いということもでているわけです。ですから、生活保護家庭よりも下回る補助金を出すということになると、私はこれは本当の助成金ではないと思うのですが、その辺は、これは町長が答えた方がいい、担当課長ではないこれは、町長の決断でやったのでしょ、これ。231リットルを使うと。したがって200リットルの3ヶ月分ということで。でもこの辺では3ヶ月だけ灯油を使っていませんよね。私のところは5ヶ月ぐらい使うのですけれども。ですからそういう意味からいうと、我が方は6,000円だ。あるところは1万円だというのだけれども。これは町長の決断だと思うが町長が算定した、ここの決めろといった算定基準をもう少し言ってみてください。おそらく生活保護家庭よりも私は少ないと思います。補助金が。決めたその根拠を町長言ってみてくれませんか。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） お答えを申し上げます。

ただ今、担当課長から基準を示されました。それに沿って県下の各町村とも整合性を取りながら、決めさせてもらいました。1万円のところもあるのですけれども、5,000円

のところもあるということもご認識頂きたいと思います。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） 私が町長に福祉灯油の購入の助成を口頭で述べたのが、12月の28日でした。その時に町長はすでに検討しているというふうに答えていました。そして1月の10日に私は、文書でさらに申し入れをいたしました。というのは、ほかの町村でやっているのに七戸は先月の28日にやっているといっても新聞に出ないから、町民を安心させるためにはということで、文書で出したのですが、12月の頃にはやっていたというのは分かるのですが、私は今ここでひとつ問題にしたいのは、生活保護家庭のことで、県内全部の町村では、福祉灯油の事業をやっているのですが、生活保護家庭に支給している町村は少ないです。青森市とかいくつかの町村は生活保護家庭をはずしているのですが、生活保護家庭は今までは高齢者加算というのがあったのです。高齢者加算が廃止されてきているから、さっき言った時よりも生活保護家庭の経済状態は悪化しているのです。高齢者の場合は、だから生活保護家庭にもお願いしたいというふうに、私も文書でも申入れていたのです。確か生活保護家庭は高齢者加算というのは廃止されていると思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（田中正樹君） 社会生活課長。

○社会生活課長（附田繁志君） お答えいたします。

生活保護家庭の高齢者加算については、存じ上げておりません。今回の生活保護の関係で、調査したところによりますと、生活保護世帯に対して灯油の場合、冬期加算一人あたり1万8,000円、期末一時補助一人あたり1万円というふうな加算額があるということ調べておりました。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号平成19年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 1 請願第 4 号

○議長（田中正樹君） 日程第 1 1 請願第 4 号後期高齢者医療制度の撤回を求める請願書についてを議題とします。

本件につきましては、1 2 月定例会で文教厚生常任委員会に付託しておりました案件でございます。

本件について、文教厚生常任委員会の報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白石 洋君） それでは、ご報告申し上げます。

本委員会に付託されておりました、請願第 4 号、後期高齢者医療制度の撤回を求める請願書について、去る 1 月 1 8 日に会議を開き、本請願について慎重に審査した結果、皆さんのお手元に配布した報告書のとおり、不採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、全会一致で賛同いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（田中正樹君） ただ今、文教厚生常任委員長から報告がありましたが、審査の結果につきましては、皆さんのお手元に配布している請願審査報告書のとおり、不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本案について採決します。

請願第 4 号については、委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、請願第 4 号後期高齢者医療制度の撤回を求める請願書については、不採択することに決定いたしました。

○閉会宣告

○議長（田中正樹君） 以上をもって、平成 2 0 年第 1 回七戸町議会臨時会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもって、平成 2 0 年第 1 回七戸町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前 1 1 時 3 5 分

以上の会議録は、事務局長小林広一の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成20年1月25日

上北郡七戸町議会 議長 田中正樹

議員 松本祐一

議員 ニツ森圭吉